市第209号議案

平成26年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第２号）

平成26年度横浜市の市街地開発事業費会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表　繰越明許費」による。

平成27年２月10日提出

横浜市長　林　　　文子

提　案　理　由

金沢八景駅東口地区土地区画整理事業等の繰越明許費を設定したいので提案する。

市第209号

# 第１表　繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 1 市街地開発事業費 | 1 事業費 | 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業 | 千円<br>111,000 |
| 1 市街地開発事業費 | 1 事業費 | 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業 | 30,000 |
| **設定額合計** | | | **141,000** |